

全ての加工食品の原産地表示をめざして（口頭原稿）

NPO 法人食品安全グローバルネットワークの中村です。

現在は、鈴鹿医療科学大学薬学部で研究と教育に従事していますが、それ以前は、フルーツコンサーブやエキス等の中間品、調味料、天然食品添加物等を製造・販売する企業に、34年間勤め、天然素材の開発、製法の開発、天然原材料の購入、品質保証等の責任者をしました。

お買い求めいただきます食品企業からは、原料の原産地について、規格書や伝票への記載による情報提供が求められました。責任ある立場として、自ら、圃場や工場をチェックするために、中国や欧米は無論のこと、ペルー、ブラジル、エクアドル、スーダン等に出張しておりました。

製品アイテム 2 万、1 日最大生産 LOT 1 0 0 として、原材料購入管理システム、生産管理システム、品質管理システムを統合し、毎 LOT 毎の原材料の変化を記録し、法的要求事項に限らず、顧客の要求事項に対応したラベル印刷、試験成績報告書、納品伝票等を発行するシステム構築に関与しました。

平成 20 年 1 月に、加工食品品質表示基準が改正され、同年 4 月から業者間取引（業務用加工食品）にも原産地表示が義務化されました。消費者向けの加工食品に比べまして、業務用加工食品の生産個数は少ないので、予め全項目を印刷したラベルを使用するのではなく、変動事項のみをプリンターで印字する方式の採用が可能です。

このような経験から、業務用加工食品の原産地表示は可能

であると云えます。コンピューターは安価で高性能となりました。既に、業務用加工食品を生産される多くの企業で、品質保証書、伝票、その他の方法で、原産地に限らず顧客が要求される情報を提供していると思います。そうしなければ、採用していただけないのが実情でしょう。

品質管理の最大のポイントは「ユニーク単位」です。原産地の異なる原料を用いた製品を同一の「ユニーク単位」とするかどうかは、企業内の品質管理にとっても大事な点です。また、業務用加工食品の原産地表示の完全実施により、加工食品の全面的な原産地表示の実施の条件整備ができます。そうした観点から、業務用加工食品（業者間取引）の品質表示基準を強化していただき、原産地に関する表示の義務化をお願いしたいと思います。

さらに、いわゆる「健康食品」の原産地の表示を求めます。消費者は、例えば、プロポリスであれば、中国、インド、ブラジル、日本（国内であれば地方：東北とか、九州とか）等の原産地を、コンドロイチン（サメ軟骨抽出物）であれば、中国、米国、カナダ、日本等の原産地を、アスタキサンチンであれば、中国、イスラエル、米国（ハワイ）、スウェーデン、日本等のいずれの原産地であるかは、消費者の購買にとって重要な判断材料と考えられます。

一方、「いわゆる健康食品」につきましても、GMPが進行されようとしていますので、原産地表示は実施可能と考えられます。「隠して儲ける。」から、「開示して儲ける。」への路線転換を食品業界に強く希望します。